

## 「夢洲 IR カジノ取組推進」決議

昨日もレポートしたように、9日の大阪市議会本会議で議員定数11削減が可決され、怒りで大きな声を出すところだった。怒りがおさまらない中で、議員提出議案第17号「特定複合観光施設区域整備への取組推進に関する決議案」が賛成多数で可決された。それで第18号議案「特定複合観光施設区域整備への取組に関する決議案」は同趣旨ということで不再議となった。

傍聴者には関連資料がないので、何事かよく分からなかった。閉会してから聞くと、第17号は維新、第18号は自民が提出した議案であり、第17号が可決されたわけだ。写真は自民が提出した第18号議案「写し」である。維新提出の第17号議案は、棒線部が削除されたものだ。

維新が削除したのは、「国が条件として示す7項目の各事項に対する」と「公費負担の上振れを避け」の2箇所である。

それで維新提出の第17号は、「よって本市会は、今後、必要な手続きを確実に進め、ギャンブル等依存症などの懸念事項へ万全の対策を講じながら、府市一体で、大阪・夢洲における世界最高水準の成長型IRの実現に向けて着実に取り組んでいくことを求めるものである」となっている。

維新はなぜ自民提出議案の2箇所を削除したのか。夢洲IRカジノ誘致にとって、都合が悪いからである。

国は4月に大阪IR区域整備計画を認定したが、審査委員会は7項目の条件をつけた。いわば「条件付認定」であった。

7項目の条件の5番目に「地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」とある。一方ではなく、夢洲IRカジノ誘致に否定的な市民も交え、双方向の対話の場を求めているのである。こんな条件をわざわざ明記するのも、あまりにも地域との双方向の対話の場がなく、地域住民の理解が得られていないからだ。「双方向の対話の場」と速やかな情報公開を求める陳情書を出したが、維新と公明は不採択、自民は採択という審査結果であった。

維新は国が認定にあたり提起した7条件にたいして、あいまいなに対応しようとしている。また、私も原告である住民訴訟の争点である「公費負担の上振れ」についても、決議案から削除した。こんな決議案を大阪市会が可決したのも、維新の焦りであろう。

(2023年6月11日)

